

答 申

1 審査会の結論

横瀬町長（以下「実施機関」という。）が令和 8 年 3 月 10 日付けで行った、児童虐待や配偶者による暴力（DV）の相談等に関する公文書公開請求に対する、横瀬町情報公開条例（平成 13 年横瀬町条例第 11 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づく公文書非公開決定（存否応答拒否）処分は妥当である。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

審査請求人は、令和 8 年 2 月 25 日付けで、条例に基づき公文書の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、当該公文書の存否を明らかにするだけで非公開情報を公開することとなるとして、条例第 10 条の規定に基づき、令和 8 年 3 月 10 日付けで公文書の存否を明らかにしない決定（存否応答拒否）（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、令和 8 年 3 月 13 日付けで、本件処分を取り消し、部分開示を含めた開示の可否の再検討を求める審査請求を行った。

（3）審査の経緯

ア 令和 8 年 5 月 27 日、審査請求について実施機関から条例第 18 条第 1 項に基づく諮問を受けた。

イ 令和 8 年 6 月 3 日、横瀬町情報公開・個人情報保護審査会（第 1 回）を開催した。

ウ 令和 8 年 6 月 22 日、横瀬町情報公開・個人情報保護審査会（第 2 回）を開催した。

3 審査請求人の主張の要旨

本件対象文書は、出張命令書、復命書及び関係機関連絡記録等の行政機関の職務執行に関する内部文書であって、特定の相談内容を直接記録した文書そのものではない。

そのため、存否の回答が直ちに個人情報の開示にあたるとする実施機関の主張は、論理的飛躍を含む。

また、他機関の開示文書において、横瀬町職員が同行していた事実が既に具体的に記載されているため、文書の存否を回答することが新たに保護すべき個人情報を開示することにはならない。

仮に非公開とすべき情報が含まれる場合であっても、当該部分を除いた部分開示が可能か検討されるべきであり、いきなり存否応答拒否という手段が採られたことは比例原則に反し、妥当性を欠く。

4 実施機関の主張の要旨

開示請求の対象となった公文書等は、児童虐待や配偶者による暴力（DV）の相談等があった場合に作成されるものであり、存否を答えること自体が個人の相談の有無を推認させる。

これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第23条に規定される守秘義務の趣旨を没却するものである。

相談等の事実が明らかになれば、第三者による追跡等で対象者の生命・身体の安全に重大な支障を及ぼす可能性が高く、対象者の安全確保はいかなる理由よりも優先されるべき基本的人権であり、条例に基づく存否応答拒否は適法かつ妥当である。

また、今回の処分に限らず、児童虐待や配偶者による暴力（DV）の相談については同様の対応を取っている。

5 審査会の判断

（1）本件対象文書について

本件開示請求の対象とされた文書は、出張命令書、復命書及び関係機関連絡記録等の行政内部文書であり、特定の個人に対する児童虐待や配偶者による暴力（DV）の相談等の事務遂行に関わるものである。

（2）存否応答拒否の妥当性について

児童虐待や配偶者による暴力（DV）の被害者保護に関する業務において、本件のような文書については、出張命令書等の内部文書であったとしても、その存否を回答すること自体が、「特定の個人が町に対して相談を行い、行政支援を受けているか否か」という極めて秘匿性の高い事実を公にすることに直結する。

このような事実の公表は、DV防止法第23条の守秘義務の趣旨に反するものであり、第三者による追跡や危害の誘発など、対象者の生命・身体の安全に対する重大な支障を及ぼす可能性が極めて高い。

したがって、対象文書の存否を答えることは、条例第7条第2号及び第4号に規定する非公開情報を開示することと同等の結果を招くため、条例第10条を適用して「存否応答拒否」とした実施機関の判断は妥当である。

（3）部分開示の不適用について

審査請求人は部分開示の検討を求めているが、氏名等を黒塗りにしたとしても、「特定の相談に関する文書が存在する」と回答した時点で、秘匿すべき相談や行政介入の事実が開示されたと同等の結果を招くことが想定される。そのため、本件事案の性質上「部分開示」という選択肢は成立せず、直ちに存否応答拒否を行ったことは比例原則に反しない。

（4）公知事実の存在について

審査請求人は、他機関の開示文書により行政の関与事実がすでに明らかになっていると主張し

ている。

しかしながら、他機関における情報開示の有無にかかわらず、実施機関としては個人の保護を最優先とすべきであり、情報の断片であっても、対象者の安全を守る体制を機能しなくさせるおそれがあるため、児童虐待や配偶者による暴力（DV）の被害者保護を担当する機関として対象者の安全を脅かすいかなる可能性も排除すべき義務がある。

この点において実施機関の対応に違法又は不当な点はない。

6 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」とおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

町田 和敬

浅見 雅士

荒船 朋子

審査会の経過

年月日	内容
令和8年5月27日	諮問を受ける
令和8年6月3日	審査（第1回）
令和8年6月22日	審査（第2回）
令和8年6月29日	答申